

全日本吹奏楽コンクール実施規定

昭和58年5月28日

改定 昭和62年3月1日 平成7年7月7日 平成10年3月20日 平成14年11月22日 平成18年7月5日
平成20年3月19日 平成24年3月19日 平成25年3月19日 平成25年11月22日 平成26年3月20日
平成27年3月20日 令和元年11月22日 令和3年5月6日 令和4年11月18日 令和5年6月29日
令和5年11月17日

(総 則)

第1条 本大会は、各支部連盟で開催される予選に於いて選出された団体が参加して、毎年10月ないし11月に実施する。

第2条 理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場・課題曲など必要事項を決定する。

第3条 部門日程及び出演順序は、理事会で決定する。

第4条 選出母体となる支部連盟は次のとおりとする。

北海道吹奏楽連盟	東北吹奏楽連盟
東関東吹奏楽連盟	西関東吹奏楽連盟
東京都吹奏楽連盟	東海吹奏楽連盟
北陸吹奏楽連盟	関西吹奏楽連盟
中国吹奏楽連盟	四国吹奏楽連盟
九州吹奏楽連盟	

(実施部門・実施方法)

第5条 実施部門は次のとおりとする。なお、①・②・④は前半の部と後半の部に分け、それぞれ独立した大会として実施する。

① 中学生の部 ② 高等学校の部 ③ 大学の部 ④ 職場・一般の部

(参加規定)

第6条 各部門の参加人員は次のとおりとする。

- ① 中学生の部・・・50名以内
- ② 高等学校の部・・・55名以内
- ③ 大学の部・・・55名以内
- ④ 職場・一般の部・・・65名以内

ただし、支部大会の申込人員を超えることはできない。なお、指揮者はこの人員に含まれない。

第7条 各部門の参加資格・参加形態は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複し出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

(1) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※¹の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※¹、中学生※²で構成された団体。

(注) 部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(2) 高等学校の部

同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

(3) 大学の部

同一の大学に在籍している学生(大学院生を含む)とする。

ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(4) 職場・一般の部

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※¹小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※²中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

2 その他、第7条第1項(1)－②、③に該当しない団体の参加については、第一事業部会でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第8条 指揮者の資格については制限しないが、同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

2 課題曲と自由曲は同一人が指揮すること。

第9条 参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演 奏)

第10条 参加団体は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとする。なお、課題曲は楽譜どおりに演奏すること。もし、当日あるいは事後に疑義が判明したときは、失格とする場合がある。

第11条 編成は次のとおりとする。

- ① 課題曲はスコアに指定された編成とする。
- ② 自由曲の編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。
- ③ 自由曲での歌声については、スカット・ハミングを認めるが、歌詞は認めない。

第12条 課題曲と自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第13条 課題曲と自由曲は支部大会で演奏したものとする。

第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。
2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第15条 演奏時間は12分以内とする。演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

第16条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

(審査・表彰)

第17条 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として9名とする。
2 審査方法は本大会審査内規による。

第18条 表彰は、部門ごと及び前半の部・後半の部ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

(支部代表)

第19条 本大会に各支部連盟より選出する団体数は、全国大会支部代表数の設定基準に基づいて、その年度ごとに理事会で定める。
2 各支部連盟は、本大会開催日の3週間前までに支部大会を実施し、代表団体を全日吹連に報告する。

(その他)

第20条 本大会実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができ

る。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第21条 本大会に15回出場した指揮者は、「長年出場指揮者」として表彰することができる。表彰者は、理事会の承認を経て、理事長が決定する。なお、同一大会で複数部門に出場した場合も1回とする。

第22条 本大会実行委員は、その年度ごとに選出する。

第23条 その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

(附 則)

第24条 この規定は、理事会の決議により改定することができる。

2 この規定は、令和5年12月1日より施行する。

全日本吹奏楽コンクール審査内規

昭和58年5月28日

改定 昭和62年3月1日 平成25年3月19日 平成25年7月5日 平成26年3月20日 平成27年3月20日

令和6年3月19日 令和6年5月8日

第1条 この内規は、本大会実施規定第17条・18条に基づき、審査方法と賞の決定方法について定めるものである。

第2条 審査員は、部門ごと及び前半の部・後半の部ごとに、課題曲と自由曲それぞれをA・B・Cの3段階で評価する。

第3条 審査員は、部門ごと及び前半の部・後半の部ごとに、審査説明会で示されたA・B・Cの数を厳守し、審査を行う。

2 A・B・Cの数については、その年度ごとに理事会で定める。

第4条 賞の判定は以下による。

① 審査員の評価A・B・CをA=3、B=2、C=1の数値に置き換える。

② ①の数値を合計した得点の、満点に対する割合を百分率で算出する（小数第1位四捨五入）。

③ ②で求めた割合を次の基準（原則）に照らし、金賞、銀賞、銅賞とする。

80%以上 . . . 金賞

80%未満～60%以上 . . . 銀賞

60%未満 . . . 銅賞

※ 各賞の数については制限を設けない。

第5条 第4条に基づいて、理事長が賞を承認・決定する。

第6条 この内規は、理事会の決議により改定することができる。